

選手・監督注意事項

1. 2025年度公益財団法人日本陸上競技連盟規則および本大会申合せ事項による。
2. 練習について
 - (1) 本競技場での練習は、2日間とも競技開始の30分前までとする（投てき練習は原則禁止とするが、投てきの競技役員の指示に従うこと）。それ以降は多目的広場や芝生を利用すること。ただし、跳躍および投てき種目の練習（用具を持たずにターンや助走の練習は可）の多目的広場の使用は禁止とする。
 - (2) 跳躍および投てき種目の本競技場での練習については、プログラム記載の競技開始時刻40分前から10分前（30分間）とする。
3. 選手招集等について
 - (1) 招集は各スタート地点・競技場所において、プログラム記載の競技開始時刻10分前より行う。
 - (2) 招集に遅れた選手は、その競技種目に出場できない。ただし、他の種目に出場していて招集時刻に間に合わない場合は、1種目目の招集完了時刻までに正面ロビーの競技者係にその旨を申し出て役員の指示に従うこと。
 - (3) 欠場をする場合は、招集開始時刻までに招集所に置いてある「欠場届」に必要事項を記入し提出すること。ただし事前にわかっている場合は、プログラム添付の欠場届(団体用)に記入の上、該当種目実施日最初の競技開始の30分前までに正面ロビーの競技者係の競技役員に提出すること。
 - (4) 本大会は衣類運搬を行わないので、本人が出走した地点へ戻ること。(22. その他-(1)参照)
4. アスリートビブスについて
 - (1) アスリートビブスは選手登録時に配布されているものを、そのままの形でユニフォームの胸部と背部に着けること。ただし、跳躍種目に出場する選手は、胸部または背部のいずれか一方でよい。
 - (2) トラック競技に出場する選手は選手登録時に配布されている腰をつけること。ただし、1500m以上の種目と4×400mRの第4走については、招集時に配布される通し番号の腰ビブスを着用すること。
5. トラック競技について
 - (1) トラック競技はすべてタイムレースとする。
 - (2) トラック競技での不正スタートは1回で失格とする。(TR16.8に準ずる)
 - (3) イエローカード(YC)の取り扱いについては、TR16.7およびTR16.8に準ずる。
 - ① WA競技規則CR18.5の規定により、TR6、16.5、17.14、17.15.4、25.5、25.19、に違反があった競技者やリレーチームにYCを提示し警告を与える。この場合他の種目との合算は無く、種目ごとに累積し、種目ごとにリセットする。
 - ② 同一種目で2回のYCの提示を受けた競技者は、当該種目を失格とする。ただし、それ以後の他の種目の出場は可能である。YCを提示の累積は、当該種目のみに適用する。
6. スパイクシューズのピンの長さは全天候舗装につき平行ピン9mm以下とする。ただし、走高跳・やり投は平行ピン12mm以下とする。ピンの数は11本以内とする。
7. シューズの靴底(ソール)の厚さについて
 - a シューズとは、スパイク、ランニングシューズを含むものである。
 - b トラック種目について、800m未満の種目(4×100mR、4×400mRを含む)は20mm以下、800m以上の種目は25mm以下とする。ただし、競歩については40mm以下とする。
8. リレー競技について
 - (1) リレーチームの編成メンバーは、どのラウンドにおいてもこの競技会のリレーまたは他の種目に申し込んでいる競技者であれば出場することができる。ただし、どのラウンドにおいても出場するメンバーの少なくとも2名はリレーに申し込んだ競技者でなければならない。最初のラウンドに出場した競技者は、その後のラウンドを通して、2名以内に限り他の競技者と交代することができる。
 - (2) オーダーは各ラウンドともプログラム添付のオーダー用紙に記入し、招集完了時刻の1時間前までに第4ゲート付近スタンド外側の競技者係に提出すること。遅れたチームはその競技種目に出場できない。
 - (3) リレーに出場するチームは、上下同一のユニフォームを着用すること。
9. 跳躍競技のバーの上げ方とすること。(コンディションにより変更することがある。)
 第1位および北信越大会出場の実定戦は、棒高跳は5cm、走高跳は2cmの上げ下げにより行う。なお、棒高跳の参加者は競技開始前までにアップライトの申告書を競技者係に提出すること。その後、位置を変更したい場合は跳躍審判員に申し出ること。

走高跳	男子(記含)	練習1m60 1m80	1m60 1m65 1m70 1m75 1m80 1m85 1m88 1m91 以後3cm
	女子(記含)	練習1m30 1m50	1m35 1m40 1m45 1m50 1m55 1m58 1m61 以後3cm
混 成	八種	練習1m35 1m60	1m40 1m43 1m46 1m49 1m52 1m55 1m58 1m61 以後3cm
走高跳	七種	練習1m10 1m30	1m15 1m18 1m21 1m24 1m27 1m30 1m33 1m36 以後3cm
棒高跳	男子	練習2m20 4m00	2m40 2m60 2m80 3m00 3m20 3m30 3m40 以後10cm
	女子	練習1m60 2m80	1m60 1m80 2m00 2m20 2m40 2m50 2m60 以後10cm

10. フィールド競技は試技を3回とする。(但し走高跳、棒高跳は除く)
11. フィールド競技は、主催者が用意したマーカーを置くことができる。
 - (1) 跳躍・やり投の競技者は、助走路の外側(走高跳では助走路内)に2カ所置くことができる。
 - (2) サークルから行う投てき競技では、マーカーを1つだけ使用することができる。そのマーカーはサー

クルの直後あるいはサークルに接して置くこと。マーカーは、それぞれの審判員が現地で渡す。そのマーカー以外は使用してはならない。

12. フィールド競技において参加多数の場合、パスラインを設けることがある（審判長の指示による）。男子三段跳は原則として11m板を使用する。女子三段跳は9m板を使用する。
13. 短距離種目では、競技者の安全確保のため、フィニッシュライン通過後も自分のレーン(曲走路)を走る
- こと。
14. 男子5000mWは制限時間を設け、3000mを男子は23分以内、女子は25分以内に通過できなかった選手は、競技を中止する。
15. 順位の決定について
 - (1) 記録の上位者から順に選ぶ。ただし、1/100秒まで同じ記録の場合は、1/1000秒まで記録を出し、0.001秒以上の差があれば着差ありとして順位を決定する。
 - (2) 着差がないと判断された場合は、該当者を招集し抽選により決定する。
16. 競技中における助力は日本陸連競技規則TR6に従い規制される。これに抵触の場合は、審判長から注意・勧告をするが、是正されない場合は、その種目から除外される場合がある。なお、正面スタンドからの映像機器等を吊り下げて見せる行為等は危険であるため禁止する。サイドスタンドについては、コーチングエリアでのみ映像機器を手渡して見せてもよい。
17. 競技用具は、棒高跳用ポール以外、すべて主催者が用意したものを使用しなければならない。
18. 各自が使用したペグなどの用器具類は必ず指定の場所に後始末すること。
19. 表彰について
 - (1) 表彰は各種目の3位までとする。競技終了後ロビーに集合すること。表彰の際は上はユニフォーム、下はチームジャージ着用とする。
20. 大会時の事故やけがについては、本競技場医務室にて応急処置のみ行う。
21. 肖像権侵害、不審者対応について
 - (1) 競技会場で選手の家族や学校関係者(生徒含む)がカメラ・ビデオ・携帯電話等の撮影機器を使用する際には、各チームまたは各学校から発行された撮影許可書を携帯された方のみ撮影ができる。なお、ネームホルダーや名札入れなどを使用し係員から見えるようにつけるようにすること。撮影許可書を身につけていても撮影禁止エリアでの撮影はできない。また、メインスタンド中央通路より前と芝生スタンドはスマホ、タブレットのみ撮影可能。ビデオカメラ、デジタルカメラ、一眼レフカメラなどは中央通路より上部のみ撮影可能とする。
 - (2) 撮影対象が競技会方針と異なると思われる場合は、記録内容の確認を求めることがある。事案によっては警察に引き継ぐこともある。
 - (3) 報道等で撮影を行う場合は、必ず事前に受付をして、主催者が用意したビブスを着用すること。
 - (4) 観戦をしている中で、競技運営に重大な支障をきたすような発言やヘイトスピーチと取られる発言や看板等の掲示等があった場合、または他の観戦者に多大な迷惑を掛けていると判断した場合は退場を求める。
22. その他
 - (1) メインスタンド下通路(大会運営室側)は、係・役員以外の通行を禁止する。競技者が、競技役員誘導の元退場する場合は、その限りではない。トラック競技の選手は競技終了後、第1ゲート(フィニッシュ地点前方)より、フィールド競技の選手は競技役員の指示に従い退場すること。
 - (2) 当該種目出場の競技者以外は競技場内に立ち入ることができない。
 - (3) 競技場内の更衣室の占有は禁止する。(マットやシートを使用した場所取りをしない)
 - (4) テント設営は、メイン競技場芝スタンド(100mスタート後方およびフィニッシュ前方は除く)、メイン競技場周辺の芝エリアなど、通行に支障がない箇所に設置を認める。
また、メイン競技場芝スタンドにテントを設営する場合、通行の妨げになるため、手すりにテントを固定するためのひもをかけないこと。
 - (5) メインスタンドでの集団の応援は禁止する。
 - (6) 競技場の開門は2日間を通じて6時30分とする。
 - ア 「のぼり」、「横断幕」の設置はメインスタンドの最上段のみ設置してもよい。